

# 日立市成年後見 サポートセンター

住み慣れた地域で安心して暮らせるように

このようなご相談  
お受けしています

- ・ 最近、親に物忘れがでてきて…
- ・ 普段使うお金の管理を頼みたい
- ・ 障がいのある子どもの将来が心配
- ・ 自分の今後のことが不安…
- ・ 成年後見制度について知りたい  
など



お気軽にご相談ください

☎ 0294-37-1122



社会福祉法人 日立市社会福祉協議会

# 日立市成年後見

地域で安心して自分らしい生活が送れるよう  
現在または将来に不安をお持ちの方の権利を  
支援に関する相談をお受けします。お気軽に

Q 後見制度について教えて



## 相談

成年後見制度や日常な生活支援について広く相談に応じます。  
※秘密は固く守られます。

## 教えて成年後見制度！！

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方の財産管理、日常生活上の法律行為（契約など）を、成年後見人等が本人に代わって行う制度です。

### 成年後見制度は、2種類あります

#### 法定後見制度

判断能力が不十分

判断能力に応じて  
後見・保佐・補助の3類型  
に区分される



#### 任意後見制度

判断能力あり

不十分になった時に備えて準備  
自ら選んだ人と契約

Q 手続きについて教えて

## 手続支援

成年後見申し立ての手続きに関する支援を行います。

## 成年後見制度利用までの流れ

#### 法定後見制度

申立てに必要な書類を準備、作成  
します。

後見・保佐・補助  
開始の申立て

家庭裁判所

- ・必要に応じ本人の判断能力の鑑定
- ・事情の聞き取りや調査

後見人等の選任

※申立て後、約2～4か月で支援  
が開始されます。



#### 任意後見制度

将来に備えて、公正証書で任意後見人  
となる人と契約を結んでおきます。

公正証書  
作成依頼

公証役場

判断能力が不十分になったら

任意後見監督人  
選任の申立て

家庭裁判所

- ・法定後見制度と同様の調査が行われた  
うえで、任意後見監督人が選任され  
ます。

# サポートセンター



開設時間 月～金曜  
午前8時  
場所 日立市会  
（福祉プラ

※グループや団体から  
います。詳細はお問

日常のお金の管理を  
手伝ってほしい…



○身近な立場でご本

# サポートセンター

う、認知症や知的・精神障がいなどにより、  
守るため、金銭管理・財産管理や日常生活の  
ご相談ください。



後見人はどんなことをしてくれるの

## 後見人等の 支援内容

後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」)は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、身上監護や財産管理を行います。

サポートセンターって  
なに？



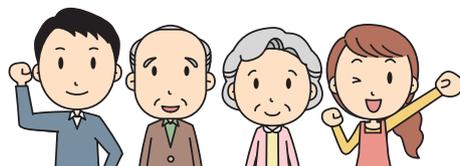
### 後見人等が行う支援の例

|      |   |
|------|---|
| 身上監護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用契約の手続き等</li> <li>入退院に関する手続き等</li> <li>福祉施設等の入退所に関する手続き等</li> </ul> |
| 財産管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金管理</li> <li>年金受領</li> <li>不動産の売買契約</li> <li>税金・保険料の支払い等</li> </ul>    |



- ・法定後見制度の場合、後見人等の代理権・同意権・取消権は、家庭裁判所から付与(あらかじめ認められた行為)された範囲内で支援を行います。
  - ・任意後見制度の場合、事前に契約した代理権の範囲内で支援を行います。
- ※本人を直接介護したり、身元保証をすること、医療行為の同意をすることは、できないとされています。

社協に後見人をお願いしたい…



日 (土日、祝日、年末年始を除く)  
10時30分～午後5時15分  
瀬町4-9-13  
1階)

## 法人後見受任

市社協が法人として成年後見人等を受任し、身上監護(日常生活上の契約などの法律行為)や財産管理を行います。

の出前講座を受け付けて  
い合わせください。

## 日常生活 自立支援事業

判断能力が不十分な方が、在宅での自立した生活を続けられるようサポートします。

対象者

認知症高齢者、知的または精神に障がいがあり判断能力が不十分な<sup>(※)</sup>在宅生活者。  
(※)親族の協力が得られない、ひとり暮らしなどで日常生活上の支援が十分でなくお困りの方。

内容

担当の生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理、通帳や印鑑の預かりなどを行います。※ご本人と契約を行いサービスを開始します。

ご相談ください

- ・公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ・通帳や印鑑の置き場所が分からなくなることがある。
- ・市役所などから大切なお知らせが届いても手続きの仕方が分からない。

人を支援する市民後見人の養成とその育成も行っています。

## ◇ 成年後見に関するお問い合わせ ◇

### 【成年後見制度の申立てに関すること】

#### 水戸家庭裁判所日立支部

〒317-0073 日立市幸町2-10-12  
TEL 0294-21-4441



(こちらから  
アクセスできます)

### 【公正証書(任意後見契約・遺言)の作成に関すること】

#### 日立公証役場

〒317-0073 日立市幸町1-4-1  
日立駅前ビル4F  
TEL 0294-21-5791



(こちらから  
アクセスできます)

### 【法的トラブルでお困りのこと】

#### 法テラス茨城法律事務所

〒310-0062 水戸市大町3-4-36  
大町ビル3F  
TEL 0570-078317



(こちらから  
アクセスできます)

## 日立市成年後見サポートセンター

### 社会福祉法人 日立市社会福祉協議会



〒317-0076 日立市会瀬町4-9-13(福祉プラザ1階)  
TEL: 0294-37-1122 / FAX: 0294-37-1124  
E-mail: h.shakyo@isis.ocn.ne.jp  
ホームページ: <https://hitachi-shakyo.sakura.ne.jp/>



(こちらから  
アクセスできます)

